

行政課関係資料

令和4年1月24日（月）
総務省自治行政局行政課

第33次地方制度調査会について

1. 概要

地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、昭和27年12月、総理府（現：内閣府）に設置。

令和4年1月14日に、第33次地方制度調査会の第1回総会が開催され、総理より諮問。

2. 委員（任期：R4.1.14～R6.1.13）

委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

委員（R4.1.14現在 30名）

【学識経験者18名】

- ◎ 荒見玲子 名古屋大学教授
- ◎ 市川晃 住友林業(株)代表取締役会長
- 伊藤正次 東京都立大学教授
- 岩崎尚子 早稲田大学電子政府・自治体研究所教授
- 太田匡彦 東京大学教授
- 大橋真由美 上智大学教授
- 大屋雄裕 慶應義塾大学教授
- 大山礼子 駒澤大学教授
- 岡崎浩巳 地方公務員共済組合連合会理事長
- 穴戸常寿 東京大学教授
- 砂原庸介 神戸大学教授
- 田中里沙 事業構想大学院大学学長、(株)宣伝会議取締役
- 谷口尚子 慶應義塾大学教授
- 土山希美枝 法政大学教授
- 牧原出 東京大学教授
- 村木美貴 千葉大学教授
- ★ 山本隆司 東京大学教授
- 横田響子 (株)コラボラボ代表取締役

【国会議員6名】

- 谷公一 衆議院議員
- 葉梨康弘 衆議院議員
- 重徳和彦 衆議院議員
- 馬場伸幸 衆議院議員
- 長峯誠 参議院議員
- 江崎孝 参議院議員

【地方六団体6名】

- 平井伸治 鳥取県知事(全国知事会会長)
- 柴田正敏 秋田県議会議長(全国都道府県議会議長会会長)
- 立谷秀清 福島県相馬市長(全国市長会会長)
- 清水富雄 横浜市議会議長(全国市議会議長会会長)
- 荒木泰臣 熊本県嘉島町長(全国町村会会長)
- 南雲正 新潟県湯沢町議会議長(全国町村議会議長会会長)

(◎:会長、○:副会長、★:専門小委員会委員長)

3. 諮問

社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。

3. 国と地方の新たな役割分担等

（今回の感染症対策で直面した課題等への対応）

今回の感染症対応で明らかとなった医療提供体制の広域的対応の遅れ、特に大都市圏における広域的対応の未進捗に対処する必要がある。このため、厚生労働省は、大都市圏における第3次医療圏を超えた医療機関・保健所サービスの提供等について、広域的なマネジメントや地方自治体間の役割分担の明確化を図る。総務省は、内閣官房及び厚生労働省等の協力を得て、国と都道府県の関係、大都市圏における都道府県間関係及び都道府県と市町村（政令市や特別区を含む）との関係について、今回の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、地方制度調査会等において検討を進め改善に向けて取り組む。さらに、国と地方の新たな役割分担について、行政全般の広域化についての具体的推進、地方自治体間の役割分担の明確化の観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進める。

地方公共団体における主な施行準備

- ✓ 個人情報保護条例のうち存置・削除すべき規定の精査・改正
- ✓ 議会が保有する個人情報の保護に関する条例の制定
- ✓ 個人情報ファイル簿の作成・公表

公共工事の施工の時期の平準化について

「地方公共団体における公共工事の施工の時期の平準化に関する取組の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について（要請）」

（令和3年5月21日付け総務省・国土交通省通知）（要約）

- 公共工事の施工の時期の平準化が図られることは、年間を通じた工事量が安定することで、公共工事の品質確保や円滑かつ適切な執行等を図る上で重要な意義を有する施策であることから、以下の5つの取組を積極的に実施するとともに、農林や教育などの土木以外の部局を含めた関係部局が連携して平準化に取り組むよう要請。

◇ 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定、令和元年10月18日一部変更）において例示した、平準化を図るための5つの取組

① 債務負担行為の活用

- ・ 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながる。
- ・ 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されるが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能となる。
- ・ また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能となる。

※ 主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いがゼロである債務負担行為

② 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

- ・ 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれる。

③ 速やかな繰越手続

- ・ 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになる。

④ 積算の前倒し

- ・ 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができる。

⑤ 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

- ・ 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指す。
- ・ 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれる。

地方公共団体におけるプロポーザル方式等の活用について

公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18号）（抄）

（基本理念）

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3～12 （略）

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

（競争参加者等の技術提案を求める方式）

第十五条 （略）

2～5 （略）

6 発注者は、その発注に係る公共工事に関する調査等の契約につき競争に付さないときは、受注者となろうとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事に関する調査等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 （略）

「学校施設の設計における創意工夫を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について」

（令和3年8月30日付け総務省・文部科学省・国土交通省通知）（要約）

- 学校施設については、子供たちが生き生きと学習でき、生活することができる安全で豊かな環境を確保し、教育内容や方法の多様化に対応するための機能を備えることが必要であるため、その際、プロポーザル方式等を活用して設計を実施することが豊かで魅力ある学校施設を整備するために有効な方法の一つであること。
- 学校施設の設計におけるプロポーザル方式等の導入の検討を要請。
- 法令等に基づくプロポーザル方式等の適切な運用、設計者選定委員会の人選等の留意事項について周知。
- 地方公共団体内の部局間の連携や、国の相談窓口の活用を周知。

留意いただきたい通知について

「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」

(令和3年9月24日付け総務省通知) (要約)

- 地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、中小企業者への発注等の平準化、最新の実勢価格及び需給状況を踏まえた適切な予定価格の設定、著作権等の知的財産の取扱い、災害時の燃料供給協定を締結している中小石油販売業者に対する配慮を行う等、「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和3年9月24日閣議決定)を十分に踏まえた対応を行うよう要請。

「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(令和2年3月3日付け総務省通知) (要約)

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受ける入札・契約について、下記の事項を踏まえ適切に対応するよう通知。
 1. 受注者から工期又は納期の見直し等の申し出があった場合に、必要に応じ、工期・納期の見直しをすること、これに伴い必要となる契約金額の変更等に適切に対応すること、受注者への支払いについて速やかに行うよう努めること。
 2. 影響を受けている需給の状況を踏まえ、適切に予定価格の見直しを行うこと。
 3. 緊急の調達が必要な場合は、随意契約が可能であること。
 4. 年度内の支出が困難となった場合には、予算の繰越事務手続を適宜とること。

「新型コロナウイルス感染症等の影響による庁舎等管理業務委託契約等の取扱いについて(通知)」

(令和2年6月12日付け総務省通知) (要約)

- 庁舎等の管理業務に係る委託契約については、契約締結時には想定されていなかった必要な感染症対策を追加する等の当該契約に係る仕様書等の見直しをするとともに、それに伴う契約変更や予算措置等を適切に講じ、庁舎等における感染拡大を防止するための措置を継続して実施できる環境整備に取り組むよう通知。

競争入札参加資格審査申請書の標準様式等について

「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について（通知）」

（令和3年10月19日付け総務省通知）（要約）

- 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、複数の地方公共団体に対して申請を行う者の負担の軽減を図る観点から、競争入札参加資格申請に係る標準項目等を提示し、積極的に活用するよう通知。
- 併せて、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止や行政サービスの効率的・効果的な提供の実現の観点から、競争入札参加資格申請の電子化・オンライン化することを検討するよう依頼。

◇ 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

II 1. （2）書面・押印・対面の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
2	地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化	h 総務省は、競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促す。	h 令和3年度上期措置

◇ 標準様式等の概要

- 申請者に作成いただく申請書様式としては、国の様式に併せて以下の3通りを策定。

番号	標準様式の種類	添付書類
①	【建設工事】 標準様式	営業所一覧表、総合評定値通知書の写し、納税証明書、委任状
②	【測量・建設コンサルタント等】 標準様式	営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等、財務諸表類、納税証明書、委任状
③	【物品製造・役務の提供等】 標準様式	
その他	競争入札参加資格審査申請書 記載要領	

- 地方公共団体において、必要最低限独自に追加する項目がある場合には、「追加項目等一覧」を策定し公表。
- 各地方公共団体における標準様式の項目のシステムへの反映に資するよう、「入力フォーム例」を策定。

01 新規更新	02 受付番号※	04 法人番号	06 取得年月日
03 業者コード	05 建設業許可番号	07 建設業組合証明番号	年月日

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書

令和3年度において、(申請先地方公共団体)で行われる入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

(申請先地方公共団体首長)殿

07 本社(店)郵便番号 - 都道府県 市区町村 町名番地

08 本社(店)住所

09 フリガナ
 商号又は名称 (番号)

10 代表者役職

11 フリガナ
 代表者氏名 セイ： メイ：
 姓： 名：

12 本社(店)電話番号 - - セイ：
 担当者 部署名(所属名)： 姓：
 役職名 氏名： 名：

13 担当者 役職名 氏名： 名：

14 担当者郵便番号 - 都道府県 市区町村 町名番地

15 担当者住所

16 担当者電話番号 - - (内線番号) ※本社(店)と同じ組織

17 担当者メールアドレス @

(18 代理申請時使用欄)

18 申請代理人氏名
 セイ： メイ：
 姓： 名： 行政書士登録番号

郵便番号 - 都道府県 市区町村 町名番地

住所

電話番号 - -

メールアドレス @

19 外資状況

<input type="checkbox"/> 1 外資なし	<input type="checkbox"/> 2 外国籍会社 [国名： <input type="text"/>]	<input type="checkbox"/> 3 日本国籍会社 (外資比率： <input type="text"/> %)	<input type="checkbox"/> 4 日本国籍会社 [国名： <input type="text"/>]	<input type="checkbox"/> 5 日本国籍会社 (外資比率： <input type="text"/> %)
---------------------------------	--	---	---	---

20 営業年数 年 (合併等後 年 ヶ月)
 †建設工事の競争入札参加資格申請において、合併等から経営事項審査の基準日までの期間から年未満の場合に記載。

①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④合計	⑤従業員等(④の内数)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

21 常勤職員の人数(人)

22 設立年月日(和暦) 年 月 日

23 みなし大企業 下記のいずれかに該当する 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと。

指定納付受託者制度の導入について

導入前

新たな決済手段
(〇〇Pay等)



地方自治法上の公金納付制度

→ 指定代理納付者制度 (§ 231-2等)

→ 私人委託制度 (§ 234等)

指定納付受託者制度の導入

導入後 (R4.1.4~)

電子マネーやクレジットカード等の
幅広い決済手段を利用することが可能

納付義務者



② 公金の納付の委託

指定納付受託者



〇〇Pay, カード事業者, コンビニ等

① 指定

③ 公金の納付

地方公共団体



- ※ 地方公共団体が指定する日までに納付した場合には、委託の日(②)に遡って納付があったものとみなす (未納の場合の地方税等の強制徴収も可能)
- ※ 指定納付受託者による帳簿保存の義務や地方公共団体による指定納付受託者への調査権等を規定

私人への公金取扱い委託制限の例外となる収納事務の拡大に係る政令改正について

1. 現行制度

- 地方公共団体は、公金の取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期する観点から、法律又は政令に特別な定めのある場合を除き、**公金の徴収・収納の事務について私人への委託を制限されている。**（地方自治法第243条）
 - その例外として、**地方自治法施行令に定める場合は以下のとおり。**
 - (1) 使用料・手数料・賃貸料・物品売払代金・寄附金・貸付金の元利償還金（徴収又は収納について私人に委託可能）
 - (2) 地方税（収納について私人に委託可能）
- ※徴収…賦課決定、納入通知及び収納をまとめて徴収という。
収納…納入義務者から公金を受け入れること。

2. 地方公共団体からの分権提案

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針について」（令和2年12月18日閣議決定）

(iv) 私人の公金取扱いの制限（243条）については、以下のとおりとする。

- ・負担金、分担金等について、**地方公共団体の意見を踏まえつつ**、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入（施行令158条）として追加すべきものを精査した上で、**私人に委託することを可能とする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。**その結果に基づいて必要な措置を講じる。

3. 政令改正の内容

- 全都道府県及び市区町村を対象とした調査に基づき、**以下の歳入を私人に収納の事務の委託が可能なものとして加える地方自治法施行令等の改正を行う。**

追加する歳入	例
分担金	農業集落排水事業分担金
負担金	児童クラブ保護者負担金
不動産売払代金	公有不動産の売払料

追加する歳入	例
過料	路上喫煙違反による過料
損害賠償金	公営住宅契約解除後の家賃相当損害金
不当利得による返還金	児童扶養手当過払い分の返還金

- スケジュール：1月8日 パブリックコメント開始
2月中旬 政令施行（予定）

行政書士試験について

1. 試験手数料の標準額の引上げ

- 行政書士試験手数料の標準額については、以下の理由により引上げ（7,000円 → 10,400円）。
 - ① 手数料収入の減
 - ・ 平成15年度以降の出願者数の長期的な減少に伴う手数料収入の大幅減
 - ② 令和元年度までの試験実施経費の増
 - ・ 試験会場借上費の増（平成12年～）
 - ・ 試験実施体制の強化（平成14年～）
 - ・ 試験委員会の委員数の増（平成18年～）
 - ・ 受験申請システム等の導入（平成18年～）
 - ③ 新型コロナウイルス対策に係る経費の増
 - ・ 受験者間の距離の確保のための会場数増
※ 令和元年度：58会場 → 令和3年度：70会場
 - ・ 試験監督責任者や監督員の増
 - ・ 消毒液等の感染症対策品の購入費の増

2. 試験会場の確保に係る協力依頼

「行政書士試験の会場確保等に係る協力依頼について」(令和3年12月23日付け総行行第438号総務省自治行政局長通知)

- ① 都道府県立大学等の貸出しについての配慮や働きかけ
 - 各都道府県行政書士会から試験会場の確保に係る相談があった場合には、都道府県立大学をはじめ、貴都道府県の大規模公共施設の貸出しについて格別の御配慮をいただきたい。
 - その他の大学施設や、大規模公共施設を有する市区町村や公的機関に対して、試験会場として借り受けることが可能となるよう働きかけていただきたい。
- ② 都道府県行政書士会との連携
 - 会場の確保が円滑に進むよう、都道府県の担当者と各都道府県行政書士会の担当者の窓口を決めて相互に連絡を取り合い、試験会場確保の状況や課題等を積極的に共有していただきたい。